

基本部分:介護予防通所サービス費

介護予防通所サービス費(1月につき)		
利用者の要介護度等	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (自己負担1割の場合) ※(注2)参照
要支援1 事業対象者	17,980円	1,798円
要支援2	36,210円	3,621円

(注1) 上記の基本利用料は、長岡市が告示等で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護予防・生活支援サービス費等の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなります。

【加算項目内訳】自己負担1割の場合

加算	利用料	利用者負担	加算要件
一体的サービス提供加算	4,800円	480円	・栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施した場合 ・利用者が介護予防通所リハビリテーションの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービスまたは口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を1月につき2回以上設けている場合 ・栄養改善加算、口腔機能向上加算を算定していない場合 (1月につき)
科学的介護推進体制加算	400円	40円	利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービスの提供に当たって必要な情報を活用している場合
口腔・栄養スクリーニング加算 I	200円	20円	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態及び口腔の健康状態について確認を行い、利用者の栄養状態及び口腔の健康状態に関する情報を担当する地域包括支援センター又は介護支援専門員に提供した場合 (6月に1回限度) ※栄養アセスメント、栄養改善加算及び口腔機能向上加算を算定している場合は算定しない。
口腔・栄養スクリーニング加算 II	50円	5円	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態又は口腔の健康状態のいずれかについて確認を行い、利用者の栄養状態又は口腔の健康状態のいずれかに関する情報を担当する地域包括支援センター又は介護予防支援専門員に提供した場合(6月に1回限度)
サービス提供体制強化加算 I	要支援 1 事業対象者	880円	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1月につき) ※(注3)
	要支援 2	1,760円	
介護職員処遇改善加算 I	1月の利用料金 (基本部分+ 各種加算減算) の5.9%	左記額の 1割	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、介護予防通所サービスを行った場合※(注3)
介護職員等特定処遇改善加算 I	1月の利用料金 (基本部分+ 各種加算減算) の1.2%	左記額の 1割	
介護職員等ベースアップ等支援加算	1月の利用料金 (基本部分+ 各種加算減算) の1.1%	左記額の 1割	

(注3) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【ご利用の状況などにより加算される項目】

加算	利用料	利用者負担	加算要件
生活機能向上グループ活動加算	1,000円	100円	利用者へ日常生活上の支援のための活動を行った場合 (1月につき) ※ただし、運動器機能向上加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は算定しない。
若年性認知症利用者受入加算	2,400円	240円	若年性認知症利用者へサービス提供した場合 (1月につき)
栄養アセスメント加算	500円	50円	利用者へ管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合(1月につき) ※栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は算定しない。
栄養改善加算	2,000円	200円	利用者へ栄養食事相談等の栄養改善サービスを行った場合 (1月につき)
口腔機能向上加算 I	1,500円	150円	言語聴覚士、歯科衛生士、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して口腔機能改善管理指導計画に従い、利用者へ口腔機能向上サービスを行った場合 (1月につき)
口腔機能向上加算 II	1,600円	160円	Iの加算に加え、口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって必要な情報を活用している場合 (1月につき)
生活機能向上連携加算 I	1,000円	100円	リハビリテーションを実施している外部の事業所との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合 (3月に1回限度) ※運動器機能向上加算を算定している場合は算定しない。

減算	利用料	利用者負担	減算要件
業務継続計画未実施減算	1月の利用料金 (基本部分の1.0%)	左記額の1割	業務継続計画未策定の場合
高齢者虐待防止措置未実施減算	1月の利用料金 (基本部分の1.0%)	左記額の1割	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合
送迎を行わない場合の減算	470円	47円	利用者に対して、その居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合(片道につき)

【 その他費用について 】

おむつ代	1枚あたり100円 (持参あればいただきません)
レクリエーション代	材料費など実費
食事代	食事の提供を受けた場合、1回につき700円(内訳:昼食640円 おやつ代60円)